

飯岡地区防災計画

地域の防災力で災害に強いまちづくりを！



平成 30 年 2 月

飯岡校区連合自治会
飯岡校区自主防災会

はじめに

— 地区防災計画策定にあたって —

飯岡校区の皆様には、平素から防災活動に多大のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災から6年余り、当時の津波の凄まじさは、今も私たちの脳裏に鮮明に焼き付いて離れません。津波は、街をのみ込み、多くの人々の生活基盤とともに尊い命を奪い去りました。

その後も、熊本地震、九州北部豪雨など、全国で災害が多発しており、また新たな被災者が苦難を強いられているのが現状です。

こうした中、防災への取り組みがますます重要性を増しています。飯岡校区では各自治会で自主防災組織が結成され、防災士の方々を中心に、様々な活動を通して地域の防災力向上を図っています。

しかし、当校区には中央構造線が東西に走り、また、室川などの河川やため池も多数あります。平成16年の台風襲来時の豪雨では、橋脚に流木が詰まり河川が氾濫して甚大な被害が発生しました。やがて来るだろうと言われている南海トラフ巨大地震をはじめ、今後様々な災害が想定され、どんなに防災に努めても決して安全・安心であるとは言いきれません。

災害の発生を防ぐことはできませんが、一人ひとりの災害に対する意識の持ち方で減災につなげることは可能です。日頃から防災意識を持って備えることが、いざという時に大切な命を守ることに繋がります。

このようなことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という決意のもと、地域における基本的な防災に関する指針が必要との考えから、この度、飯岡地区防災計画を策定する運びとなりました。災害時には地域を挙げて協力し合い、計画に沿って実践行動に移さなければ初期の目的は達成できません。

住民の皆様には、“死ぬな!逃げろ!助けろ!”を合言葉に、さらに防災意識を高めていただき、災害に強いまちづくりを達成するため、深いご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年2月

飯岡校区連合自治会長



目 次

I 基本方針	1
1 目的	1
2 基本的な考え方	1
3 地域（自主防災組織）の役割	1
II 計画対象地域	2
1 地域の概要	2
2 計画策定主体及び構成	3
III 地域の特性と想定される被害	4
1 地域の特性	4
2 過去の被害	4
3 想定される被害	5
IV 地域の問題点・課題	10
V 地域の課題と対策	11
VI 活動内容	16
1 平常時の活動	16
2 災害時の活動	18
VII 活動体制	20
1 組織の編成及び役割分担	20
2 活動計画	21

資 料 編

資料 1	飯岡校区自主防災会 規約	1
資料 2	飯岡校区自主防災会 組織体制	3
資料 3	飯岡校区自主防災会 連絡網	4
資料 4	防災関係機関（施設）	5
資料 5	避難所及び避難場所	6
資料 6	災害時における避難所に関する協定	8
資料 7	防災資機材（備蓄一覧）	10
資料 8	防災マップ	13
資料 9	飯岡地区防災計画策定協議会 開催状況	14
資料 10	飯岡地区防災計画策定協議会 名簿	15

平成 16 年台風による河川被害



平成 16 年台風災害時の対策拠点（公民館）



I 基本方針

1 目的

この計画は、飯岡校区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 基本的な考え方

大規模な災害が発生した時には、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、市や消防等の公的機関による「公助」が十分に対応できない可能性がある。

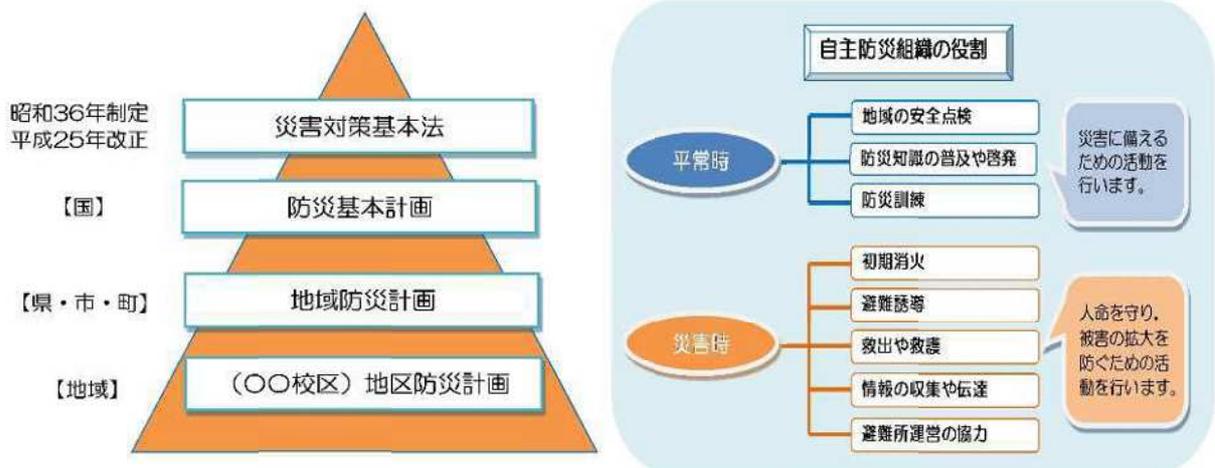
そのため、地域住民が協力して、防災活動体制を構築し、住民一人ひとりの自覚と努力により、できる限り被害を最小限に食い止めるとともに、人命が失われないことを最重視した対策を講じる。

また、自助・共助・公助の役割分担を認識し、地域のみんなで助け合うことを基本として、それぞれの責務と役割を果たし、本計画に基づく防災活動を実践する。

3 地域（自主防災組織）の役割

東日本大震災等において自助、共助及び公助をかみ合わせた災害対策の重要性が認識された。その教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法では自助及び共助の規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

こうした中、各地で自主防災組織が結成され、住民の連携・協力により、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ための活動が進められている。



Ⅱ 計画対象地域

1 地域の概要

飯岡校区は、農業集落を中心として大規模開発の住宅地が混在する地域で、現在、45の単位自治会により校区連合自治会が構成されている。地域の中心部には、飯岡小学校と飯岡公民館が隣接して存在し、地域コミュニティの拠点として、また、災害時には避難所として活用されている。

近年、高齢化と自治会離れが進行しており、防災対策を進める上での課題となっているが、平成23年8月19日には、校区の防災士で構成する「飯岡防災士協議会」が設立され、連合自治会と連携して地域の防災力向上に努めている。

なお、飯岡校区の自治会加入率は、市の調査（平成26年6月時点）では64.5%である。

○ 飯岡校区の人口・世帯数

平成30年1月1日現在

世帯数	男	女	人口	高齢化率
3,067世帯 (65歳以上)	3,247人 (996人)	3,464人 (1,303人)	6,711人 (2,299人)	34.3%

○ 75歳以上及び6歳未満

区分	男	女	人口	率
75歳以上	384人	673人	1,057人	15.8%
6歳未満	160人	131人	291人	4.3%

○ 飯岡校区の年齢別人口

平成30年1月1日現在

年齢 (歳)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	構成比 (%)	年齢 (歳)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	構成比 (%)
0～4	228	128	100	3.4%	55～59	371	173	198	5.5%
5～9	301	152	149	4.5%	60～64	513	234	279	7.6%
10～14	337	173	164	5.0%	65～69	727	347	380	10.8%
15～19	284	155	129	4.2%	70～74	515	265	250	7.7%
20～24	229	115	114	3.4%	75～79	338	148	190	5.0%
25～29	207	126	81	3.1%	80～84	325	133	192	4.8%
30～34	327	156	171	4.9%	85～89	229	70	159	3.4%
35～39	404	207	197	6.0%	90～94	127	25	102	1.9%
40～44	473	244	229	7.0%	95～99	36	7	29	0.5%
45～49	400	215	185	6.0%	100～	2	1	1	0.03%
50～54	338	173	165	5.0%	合計	6,711	3,247	3,464	

2 計画策定主体及び構成

(1) 計画策定主体

「飯岡地区防災計画」は、飯岡校区の連合自治会及び自主防災会が主体となり策定する。

(2) 構成

○ 自治会

平成 30 年 1 月 1 日現在

No.	自治会名	世帯数	準加入	防災士	No.	自治会名	世帯数	準加入	防災士
1	亀の甲	36			26	山口二区	59		5
2	八幡原	40			27	山口団地	24		1
3	ファミリーハイツ	138		1	28	電源社宅	3		
4	半田	65		2	29	東野口上	15		1
5	オレンジハイツ	300		8	30	東野口下	24		
6	上組	37			31	長屋敷上	32		
7	宝団地	19			32	長屋敷下	14		1
8	早川	13			33	中野口	26		2
9	西早川	26			34	中西野口	27		1
10	野田	39		1	35	大西野口	42		1
11	東大道	24		1	36	大西野口北	17		1
12	堀之内	33	29	2	37	西野口南	9		1
13	西大道	56			38	山本	22		
14	六地藏	18		1	39	七つ塚	—		—
15	池ノ内	71		2	40	辰川東	33		
16	黒瀬団地	46	18		41	辰川一区	27		1
17	西池ノ内	24			42	辰川二区	30		2
18	あけぼの	8			43	辰川三区	35		
19	西原	60		1	44	辰川四区	19		
20	グリーンハイツ	236		5	45	辰川五区	10		
21	西原住宅西		11		46	辰川六区	30	12	
22	西原住宅北		11		47	末広町	49		1
23	西原住宅南		17		48	高砂町	50		1
24	大浜	22			49	グリーンヒルズ萩	5		
25	山口一区	26			—	—	—		4
合 計					1,939	98	47		

○ 自主防災組織 (校区自主防災会は、地区防災計画策定時に結成)

平成 30 年 1 月 1 日現在

No.	自主防災組織名	自治会数	自治会(世帯)	地区(世帯)	組織員(人)	No.	自主防災組織名	自治会数	自治会(世帯)	地区(世帯)	組織員(人)
1	亀の甲自主防災会	1	37	43	104	11	池の内自主防災会	4	70	250	586
2	八幡原自主防災会	1	40	59	129	12	飯岡西原自主防災会	1	57	95	220
3	ファミリーハイツ自主防災会	1	168	187	406	13	グリーンハイツ自主防災会	1	234	287	603
4	飯岡半田自治会自主防災会	1	65	91	188	14	大浜自治会自主防災会	1	23	72	110
5	オレンジハイツ自主防災会	1	320	397	907	15	山口二区自主防災会	1	59	75	164
6	上組(飯岡)自主防災会	1	33	66	162	16	山口団地自主防災会	1	27	34	75
7	飯岡野田自主防災会	1	36	61	156	17	飯岡野口自主防災会	9	203	451	1,008
8	東大道自主防災会	1	25	29	68	18	辰川自主防災会	3	98	175	413
9	堀の内自主防災会	1	34	82	199	19	末広町自主防災会	1	51	79	182
10	西・六自主防災会	2	73	98	235	20	高砂町自主防災会	1	44	48	125
合 計								34	1,697	2,679	6,040

住基人口	住基世帯数(A)	調整世帯数(B)	校区自治会数	自主防災組織数(自治会数)	組織率(B/A)
6,711	3,067	2,679	45	20(34)	87.3%

Ⅲ 地域の特性と想定される被害

1 地域の特性

(1) 自然特性

地域の南側には山が連なり、その麓から北方に向けて緩やかな傾斜地を呈している。地域内には、北西に向かって流れる室川があり、南側山腹を下る2本の急峻な川（早川、長谷川）と、地域北部の低域を流れる川（浪多川）を支流としている。平成16年には、台風による大雨で、早川、長谷川が氾濫し、周辺地域に甚大な被害をもたらした。

また、地域の東西に中央構造線が走り、活断層（岡村断層）がある。周辺の地形には過去の地震による断層の跡が残っており、南海トラフ巨大地震等の発生を想定した対策が必要である。

(2) 社会特性

近くの二次救急病院（済生会西条病院、西条中央病院、村上記念病院）まで、それぞれおよそ5km程度の距離がある。

自治会の加入率が減少しており、日頃交流がない高齢世帯やアパート入居者等未加入者について、災害時の救援活動への支障が懸念される。

2 過去の被害

(1) 平成16年大雨被害の状況

平成16年（2004年）、日本に上陸した台風は観測史上最多の10個。そのうち、愛媛県には7個が襲来又は接近し、被害が大きかったのは、15号（8月17日～18日）による新居浜市東部、21号（9月29日～30日）による東予東部地域、23号（10月19日～20日）による県下全域で、いずれも土砂災害等多大な被害をもたらした。

西条市では、特に台風21号により、山間地域で地滑りやがけ崩れ等による土砂災害・洪水災害が、甚大な人的・建物被害を発生させた。

<台風21号による被害について>

項目	内 容
雨 量	最大時間雨量150mm、総雨量442mm
人的被害	死者5名（飯岡山口1名、西早川1名、大保木浦山2名、小松町妙口1名） 重症者2名
建物被害	全壊建物23棟、半壊91棟、一部損壊8棟、床上浸水489棟、床下浸水2,121棟
各 地 区 の 被 害	大保木地区：市外地域へと続く県道が複数箇所崩落、土石流が地区公民館を襲う被害 大浜地区：住宅地の近くを流れる小河川が溢れて地域一帯が水没 加茂地区：大規模な斜面崩落で高知県へ続く国道194号線が寸断、複数の集落が孤立 妙口地区：がけ崩れ等で大量の土石流が橋脚に詰まり溢水し、建物被害が発生

3 想定される被害

(1) 台風や大雨による災害について

地球温暖化の影響等により、近年、台風の大型化や記録的豪雨など、異常現象が続いている。西条市でも、平成16年の台風により、河川流域等で土石流による大きな被害が発生したが、今後も土砂災害警戒区域を中心に大雨量による土砂災害が想定される。

(2) 地震による被害について

愛媛県による地震被害想定調査結果では、南海トラフ巨大地震など、本県に大きな影響を及ぼす5つの地震による被害が想定されている。

<愛媛県で想定される地震>

想定される地震	地震規模 (マグニチュード)
南海トラフ巨大地震	M 9.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	M 7.4
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	M 8.0
石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	M 7.3
石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）	M 8.0

南海トラフ巨大地震が発生した場合、西条市では、最大震度7、津波の高さは最大3.4mと想定されている。飯岡校区は津波被害は免れそうであるが、地震による地割れや地盤沈下、山間部や山麓その他危険箇所各所でがけ崩れや地滑りが発生し、多大な人的・物的被害をもたらす怖れがある。

<飯岡校区の避難所等の海拔>

指定緊急避難所（避難場所）	海 抜
飯岡小学校	30.2m
飯岡公民館	30.9m
西条東部地域交流センター	65.0m

< 震度階級表 > ～ 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）～

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

< 参考 > 被災者支援情報について

○内閣府ホームページ（防災情報のページ）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html>

※被災者支援に関する各種制度の概要

○被災者支援チェックリスト（関東弁護士連合会）

被災者が知っておくと役立つ様々な公的制度などを分かりやすくまとめたものです。

(3) 災害危険箇所

○ た め 池

No.	名 称	所 在 地	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)
1	夫 婦 池	飯岡池の内	7,000	3.0	182.0
2	征 露 池	飯岡池の内	5,000	2.6	135.0
3	八 幡 池	飯岡八幡原	5,200	3.7	99.0
4	祖 父 崎 池	飯岡堂ノ木	29,000	4.7	110.6
5	旧 皇 子 池	飯岡花魯	7,000	5.0	50.0
6	皇 子 池	飯岡花魯	75,000	9.9	95.0
7	半 田 池	飯岡大森	6,000	4.5	138.0

○ 土石流危険溪流

No.	地 区	河 川 名		
		水系名	河 川 名	溪 流 名
1	早 川	渦 井 川	室 川	室 川
2	早 川	渦 井 川	室 川	早 川
3	早 川	渦 井 川	室 川	西 早 川
4	早 川	渦 井 川	室 川	西早川上川
5	山 口	渦 井 川	室 川	山 口 川
6	山 口	渦 井 川	室 川	山口下川
7	大 浜	渦 井 川	室 川	長 谷 川
8	大 浜	渦 井 川	室 川	大 浜 川
9	大 浜	渦 井 川	室 川	番屋谷川
10	大 浜	渦 井 川	室 川	西大浜川
11	飯岡長屋敷	渦 井 川	室 川	長谷敷川(長屋敷川)
12	飯岡長屋敷	渦 井 川	室 川	産 能 川
13	飯岡山本	渦 井 川	室 川	王至森東川
14	長 屋 敷	渦 井 川	室 川	王至森谷川

○ 地すべり危険箇所

No.	地 区	箇 所 名	河 川 名		
			水系名	幹 川 名	溪 流 名
1	大 浜	大 浜 北	渦 井 川	室 川	長 谷 川
2	大 浜	大 浜 南	渦 井 川	室 川	長 谷 川

○ 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

No.	地 区	区 域 名	警戒区域	特別警戒区域
1	飯 岡	山 口	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
2	大 浜	大 浜	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
3	飯 岡	西 野 口	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
4	飯 岡	ファミリーハイツA	H27. 3. 10 指定	H27. 3. 10 指定
5	飯 岡	ファミリーハイツB	H27. 3. 10 指定	H27. 3. 10 指定
6	早 川	早 川 A	H28. 3. 1 指定	H28. 3. 1 指定
7	飯 岡	グリーンハイツ	H28. 3. 1 指定	H28. 3. 1 指定
8	早 川	早 川 B	H28. 3. 1 指定	H28. 3. 1 指定

○ 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

No.	地 区	区 域 名	警戒区域	特別警戒区域
1	山 口	山口下川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
2	大 浜	大 浜 川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
3	大 浜	長 谷 川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
4	大 浜	番屋谷川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
5	大 浜	西大浜川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
6	大 浜	西大浜川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
7	飯岡長谷敷	長谷敷川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
8	飯岡山本	王至森東川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
9	長 谷 敷	王至森谷川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
10	大 浜	大浜東川	H21. 3. 27 指定	H21. 3. 27 指定
11	山 口	山 口 川	H21. 3. 27 指定	—
12	飯岡長谷敷	産 能 川	H21. 3. 27 指定	—
13	早 川	早 川	H28. 7. 12 指定	H28. 7. 12 指定
14	早 川	西 早 川	H28. 7. 12 指定	H28. 7. 12 指定
15	早 川	西早川上川	H28. 7. 12 指定	H28. 7. 12 指定
16	早 川	室 川	H28. 7. 12 指定	—

(4) 想定される被害 (各地区の状況)

影響地区	想定される被害
亀の甲 八幡原 半田	<ul style="list-style-type: none"> ○皇子池周辺の土砂崩れの怖れ (平成 15 年に被害) ○祖父崎池からの溢水の怖れ (明治時代に被害) ○旧道沿い (祖父崎池から西) の水路の溢水により周辺が浸水の怖れ (平成 16 年台風時に被害)
ファミリーハイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地開発の施工法面各所でがけ崩れ・地すべりの危険性 (平成 15 年に被害)
オレンジハイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地周囲の山際各所で土砂崩れの危険性 ○鉄道沿いの石積部分が、地震時崩れる怖れ
早川地区	<ul style="list-style-type: none"> ○急峻な地形で集落全域で広範囲な土石流や地盤崩壊の危険性 (昭和 51 年最上流部で約 2ha の大崩壊が発生) ○地区を流れる急流の河川域での土石流被害の怖れ (平成 16 年台風災害は下流域にも及んだ) ○用水路が氾濫し道路が冠水、通行不能となる。他に避難路もなく、災害時避難困難となる怖れ
西早川地区	<ul style="list-style-type: none"> ○急峻な地形で集落全域で広範囲な土石流や地盤崩壊の危険性 ○河川の合流点が危険域。大生院橋への流木等の集積による川の氾濫に警戒が必要 (昭和 51 年、平成 16 年に被害) ○山腹の危険箇所や急傾斜地が多くがけ崩れに警戒
池ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の北側を東西に流れる緩やかな浪多川に面して低地帯が広がり、川の溢水により浸水の怖れ ○水路からの溢水により、道路が冠水、住宅の浸水被害が広い範囲に及ぶ怖れ (国道以北の低地に地区上部から流水が集まり周辺一帯が浸水)
西原地区	<ul style="list-style-type: none"> ○道路より低地に住宅が多く、集落の広い地域で浸水の怖れ
グリーンハイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地開発により切り崩された宝山の急峻な法面に接し、土砂災害の怖れ ○室川の蛇行流域で堤防崩壊により、周辺住宅地の浸水の怖れ (松本橋、2号公園、日東橋付近)
大浜地区	<ul style="list-style-type: none"> ○長谷川の氾濫により集落全域に甚大な土石流被害の怖れ ○下流域に流木等が集積し土石流被害の危険性 (平成 16 年台風で障害者施設「星の里」が甚大な被害)
山口地区	<ul style="list-style-type: none"> ○長谷川下流域で室川との合流点に当たり、川の氾濫による土石流浸水被害の危険性 (平成 16 年台風で橋脚への流木集積で氾濫し多数の住宅浸水)
野口地区	<ul style="list-style-type: none"> ○電源開発から王至森寺に至る地区の南側山麓一帯が土砂災害の怖れ
戻川地区	<ul style="list-style-type: none"> ○室川沿いにある住宅が堤より低地にあり、大量の流水による堤防決壊や越水が懸念される ○浪多川の溢水により集落一帯で浸水の怖れ (平成 16 年に広域な浸水被害発生)

IV 地域の問題点・課題

区 分	問 題 点 ・ 課 題
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) ライフライン（電気・水道・ガス等）が停止する (2) 防災資機材や備蓄物資の整備・保管は十分にできているか (3) 防災意識を地域全体で高めていく必要がある (4) 防災組織体制の整備及び実際に機能する体制がとれるか (5) 日頃から近隣の付き合いを大切にし協力しやすい関係を築く必要がある (6) 緊急時の連絡や安否確認ができる体制づくり
水 害 土砂災害 対 策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の氾濫・堤防決壊による土石流及び浸水被害の恐れ (2) 河川の橋への流木等の集積による氾濫の恐れ (3) 河川の堆積土砂による越水の恐れ (4) 山の斜面等の土砂崩れによる災害の恐れ (5) 溜池の溢水・えん堤決壊の恐れ (6) 砂防ダムの決壊による土砂災害の恐れ (7) 水路や河川からの溢水による道路等の冠水の恐れ (8) 上部地区から低地への流水等による床上、床下浸水の恐れ (9) 宅地開発の施工法面で切り崩された土砂災害の危険箇所が多数ある
地震対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 山の斜面のがけ崩れ等による土砂災害の恐れ (2) 古い家屋やブロック塀の倒壊の恐れ (3) 住宅密集地における火災延焼の恐れ (4) 家具転倒防止や自宅の安全場所の確認等個人対策はできているか (5) 道路の陥没、橋の倒壊による避難路の寸断の恐れ (6) 余震による二次被害に留意した対応 (7) 活断層による地震災害への影響等の情報収集と対策の準備 (8) 津波や液状化の可能性や影響等の情報収集と対策の準備
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難路が狭い、1本しかない、危険箇所があるなどの問題がある (2) 避難所の収容人数が不足する (3) 避難経路、避難場所の確認が各自できているか (4) トイレが使用できない場合の対応 (5) 被災直後の食料や生活用品の物資が十分に確保できるか (6) 要支援者の把握、支援方法の検討ができているか (7) 避難経路が寸断された場合の対策を検討しておく (8) 早めの避難等、命を守るための行動を浸透させる (9) 要支援者を運ぶ手段を検討しておく (10) 近隣で安否を連絡し合う体制はとれないか
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会未加入者への対応をどうするか (2) 日頃から緊急時の持ち出し品を整理しておく必要がある (3) 被害地区の防犯対策が必要

V 地域の課題と対策

(個:個人 地:各地区 校:校区)

(1) 共通事項

課 題	対 策	個	地	校
ライフライン（電気、水道、ガス等）が停止した場合	・緊急時の水補給、発電、火力使用等代替手段の確保（保存水の備蓄、発電機・卓上コンロの整備等）	○	○	○
地域全体の危険箇所の把握	・危険箇所の定期点検、状況把握（タウンウォッチング）			○
	・住民に危険性の注意喚起、避難時の留意事項等を周知			○
緊急時の連絡や安否確認の方法	・地区住民への緊急通知（放送塔や地区連絡網を活用）		○	
	・近隣で確認し合う体制づくり（数世帯で協力する）		○	
	・自治会名簿・連絡網の作成、要支援者の把握		○	○
防災資機材の整備及び保管場所の確保	・防災資機材の整備、緊急時の水や食料等の備蓄（地域全体での見直し、必要に応じ補充整備）		○	○
	・個人や企業等に資機材の災害時の使用を依頼		○	○
	・整備状況の情報共有（防災計画）		○	○
防災意識の啓発	・自助・共助の重要性を周知（地域だよりや回覧板等）		○	○
	・防災訓練や防災説明会の実施		○	○
災害に対する共助力の向上	・日頃から近隣のつながりを育む活動の推進		○	○
	・防災士や自主防災組織の活動推進		○	○
地域防災力の向上 (防災の組織体制づくり)	・防災士の養成（各自治会ごとに配置）			○
	・防災の役割分担の明確化（活動要員の確保）、様々な状況に応じて対応できる体制づくり			○
各地区防災組織と校区防災組織との連携	・各自治会（防災組織）ごとに防災計画を策定し、組織づくりや資機材の整備、防災訓練等の防災対策を実施		○	
	・災害時は各自治会での防災活動を優先し、被害が発生、又はその怖れがある場合に、校区対策本部を置き対応		○	○

(2) 水害・土砂災害対策

課 題	対 策	個	地	校
河川の越水や堤防決壊による氾濫の怖れ	・雨量や降雨時間等情報収集に努める（気象情報及び住民情報、監視カメラ等）			○
	・早めに避難する	○	○	
土砂崩れの怖れ （山間部及び南側山麓一帯）	・雨量や降雨時間等情報収集に努める			○
	・早めに避難する	○	○	
溜池の溢水やえん堤決壊の怖れ	・増水前の見廻りや池の水抜きを行う		○	
橋脚に流木や土石流が詰まり河川が氾濫する怖れ	・災害防止策を検討し、関係機関に要請する （山林管理、橋の改良等）			○
	・増水前に危険箇所の見廻りを行う		○	
	・早めに避難する	○	○	
河川の堆積土砂による越水の怖れ	・増水前に見廻りを行い、状況を見て早めの避難を促す		○	
水路の溢水等による住宅浸水の怖れ	・浸水の可能性を予測し、事前に土のう袋を準備しておく	○	○	
	・一斉清掃時に水路等の土砂やゴミを撤去する		○	
排水ポンプの機能維持	・平時に定期的な点検を行う		○	
道路の冠水、土砂崩れ等による避難経路の寸断	・複数の避難経路を確保しておく		○	

(3) 地震対策

課 題	対 策	個	地	校
家屋やブロック塀の倒壊の怖れ	・老朽家屋、ブロック塀、その他危険な建造物の点検 （タウンウォッチングの実施）			○
	・所有者に危険回避措置の対応を依頼 （危険箇所の表示、耐震補強工事等）		○	○
火災発生の怖れ （住宅密集地での延焼防止）	・初期消火訓練の実施		○	○
	・地震発生時、火災の発生源を絶つ心がけを徹底 （ブレーカーを切る、ガスの火を止めるなど）	○		
山間部や山麓一帯ががけ崩れの怖れ	・直ちに安全な場所への避難行動をとる	○	○	
液状化の可能性と避難対策	・液状化の発生箇所を想定しておく		○	○
	・複数の避難経路を想定しておく		○	
津波による浸水の可能性と避難対策	・津波の影響度を想定しておく			○
	・津波発生時の避難方法を想定しておく		○	○
活断層や地形の特性等による災害への影響	・地震発生による影響について、行政や専門家等からの情報収集に努める			○

(4) 個別の自助対策（各家庭での対策）

課 題	対 策	個	地	校
備蓄品の確保、非常持出品の準備	・水、食料の備蓄（7日分程度）	○		
	・食料、治療薬等、最低限必要なものを直ぐに持ち出せるよう準備しておく	○		
避難経路、避難場所の確認	・行政や地域の防災情報により確認しておく （予め決められた所が利用できない場合も想定）	○		
避難方法の確認（自宅が被害に遭った場合、また外出中に被害があった場合）	・家族で日頃から逃げる方法を考える	○		
	・家族で落ち合う場所を決めておく	○		
	・地震時は火元確認を忘れない	○		
建物の倒壊が想定される場合	・耐震補強等、家屋倒壊防止対策に努める	○		
	・家の中で身を守る場所（平時に確認）に移動し、安全確認後、戸外に脱出する	○		
家具等の転倒予防対策	・平時に家具の固定等転倒対策をしておく	○		
	・寝室には転倒、落下するような物を置かない	○		
避難所での様々な状況を想定した準備（屋外・冬期・冷暖房が効かない場合など）	・各自で寝袋、テントの準備	○		
	・ヒートテック等の衣類やカイロ等体の保温対策	○		

(5) 避難対策

課 題	対 策	個	地	校
避難路の問題 （道幅が狭い、1本しかない、途中に危険箇所がある）	・離合場所の確保		○	○
	・危険箇所を回避できる経路の確保（市に要請）			○
避難経路・避難場所の確保	・各地区で避難経路や避難場所を確保し周知する		○	
道路の冠水、橋の崩落などで避難できなくなった場合	・複数の避難経路を想定しておく	○	○	
避難所・避難場所が被害を受けた場合	・複数の避難所・避難場所を確保しておく （地区指定避難場所・民間協力による避難所）		○	○
	・地区住民への緊急通知を迅速に行う		○	
避難周知の方法、避難遅延者の安否確認	・放送塔による避難周知と同時に地区連絡網により個別に連絡する		○	
	・連絡がとれない場合は、個別に訪問して確認（近隣の数世帯ごとに確認し合う）		○	
夜間に災害が起こった場合	・まず、自宅内で待機する	○		
	・災害情報に注意し、緊急避難を要する場合は、できる限り外部支援又は近隣者との団体行動をとる	○	○	

(6) 避難行動要支援者への対応

課 題	対 策	個	地	校
要支援者の把握	・各自治会で民生委員等と連携し対象者を把握しておく。		○	
支援員の確保	・近隣の方で支援員を確保する (原則として、要支援者1人に支援員2人)		○	
支援方法の検討	・日頃から近隣との交流を図り、具体的な支援方法を検討		○	
	・事前の声掛け、必須所持物品の整理(薬手帳、処方薬等)	○	○	
身体不自由者や重病患者等への対応	・福祉避難所への避難		○	
	・事前に市や医療機関との対応協議(透析等の医療対応など)			○
	・車椅子やリヤカーの整備		○	○

(7) 避難所運営

課 題	対 策	個	地	校
避難所の開設、運営の方法	・運営マニュアルを作成し具体的に示す			○
	・開設方法の周知徹底 (行政との連携、企業・団体との連携)			○
トイレが使えない場合	・避難所ごとに簡易トイレ設置(平時に準備)		○	○
	・設置場所は避難所の居住スペースから離れた場所、周囲の遮断に留意(匂いやプライバシーに注意)			○
風呂について	・簡易シャワーの設置を検討 ・近隣で利用可能な入浴施設等の活用			○
支援物資	・食糧及び生活用品等必要な物資の配布 (迅速・適切な配布に努める)			○
	・地域全体での協力依頼(各自で食料を持ち寄るなど)			○
健康管理	・市の保健師や地域の看護師等が協力して健康管理に努める			○
	・既往症がある方は薬服用等に注意	○	○	○
	・避難所生活でのストレス等精神的・身体的異常に注意	○	○	○
衛生管理	・感染症の集団感染防止のための衛生管理(手洗い、うがいの徹底など)	○	○	○
規律(マナー)の徹底	・就寝時間等生活上のルール厳守、迷惑防止の協力依頼	○	○	○
	・お互いに思いやりを持って行動するよう協力を依頼	○	○	○
企業団体等の民間避難施設への避難について	・屋内施設の利用又は屋外テントでの避難	○	○	○
	・市指定避難所に準じ生活維持(物資配布、トイレ等)			○
	・企業団体の営業活動に支障にならないような運営を行う	○	○	○
避難所での生活スペースの確保	・複数日滞在する場合に必要な広さの確保			○
	・実際の避難を想定し各避難所の収容可能人数を検討しておく			○

(8) その他

課 題	対 策	個	地	校
ペット対策	・ペットの避難スペースの確保・食糧の確保	○	○	○
	・匂い防止や糞尿処理等清掃管理	○		○
	・放置されたペットへの対応			○
空家対策	・平常時からのパトロールに努め、危険家屋については所有者に改善を依頼する			○
避難地区の防犯対策	・空巣等の被害防止のため、地区をパトロール			○
	・放置ペット及び野生の鳥獣類の状況確認			○
自治会未加入者への対応	・市広報による情報提供、意識啓発を依頼			○
	・学校を通じて家庭に防災情報の情報提供			○
地域企業、団体との連携	・避難所として施設利用の協力を依頼する			○
防災資機材の運搬等緊急時の車両の確保	・自己保有のトラック、箱バンの活用（協力者、活用方法を予め決めておく）			○
ホームセンター、スーパーの利用	・緊急時の食料及び日用品調達でホームセンター、スーパーに優遇利用を依頼			○

VI 活動内容

1 平常時の活動

■ いざという時に地域の力が発揮できるよう、地域住民の防災意識を高める。

【目的】 災害発生に備えた地域全体の体制の整備

- 【主な対策】
- ① 防災知識の普及・啓発
 - ② 地区の安全点検（危険箇所の確認）
 - ③ 防災資機材の整備
 - ④ 避難行動要支援者の対策
 - ⑤ 防災訓練及び人材育成

（１）防災知識の普及・啓発

○地域での防災知識の普及

防災対策は、災害時に被害を最小限に食い止めることを想定し、校区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、適切に行動できるように準備することが重要である。そのため、自治会や防災士協議会全員が連携して、様々な機会を通じて情報提供や正しい知識の普及に努める。

○家庭内対策の推進

- ・災害時の行動のしかたを確認
- ・非常用持出品の準備
- ・食料その他の必需品の備蓄
- ・避難場所、避難路の確認 など

（２）地区の安全点検（災害危険個所の確認）

○防災の基本として、まず自分たちの住むまちを知ることが大切であり、地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認する。また、危険箇所のマップなどを作成し、住民全員の情報共有を図る。

（３）防災資機材の整備

- 地域の各施設（公民館や学校、集会所等）において、必要な防災資機材を整備し、日頃から点検や使い方を確認しておく。
- また、大規模災害に備えて、計画的な整備に努める。（アルファ米や非常用保存水など）

（４）避難行動要支援者の対策

○災害時には、避難行動要支援者（自力で避難・移動が困難な高齢者、障がい者等）に対して、まず近隣住民による安否確認や避難支援等の支援対策が重要であり、その対策に取り組んでおく。

○地域にいる避難行動要支援者を把握し、状況調査を行い、災害が起きた場合に避難する際の地域支援者等を予め依頼するなど避難支援体制を整備する。

（「西条市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく）

○市の担当部局（危機管理課）、民生児童委員、警察署、消防団など関係団体と、日頃から情報共有や訓練等により交流を深めるなど、連携した取り組みを進める。

○避難行動要支援者を災害から守る取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要である。

- ・避難行動要支援者に配慮して、防災環境の点検・改善を行う。（避難経路等に障害物や危険な場所はないかなど）
- ・避難行動要支援者に隣近所など複数の避難支援者を決めておく。
- ・円滑に支援ができるよう日頃から積極的にコミュニケーションに努める。
- ・非常時には、思いやりの心を持って行動できるよう、支援者としての認識を深める。

（５）防災訓練

○実際に災害に直面したとき、適切な行動をとったり、判断をしたりすることは難しく、万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるように、繰り返し訓練を行う。

○地域の自然特性や過去の災害などから、土砂災害等の危険を想定した上で訓練内容を検討し、訓練を実施する。

○訓練方法としては、

①避難訓練、②消火訓練、③救出救護訓練、④炊き出し訓練、⑤情報伝達訓練など、具体的に活動内容を示して行う。

○また、大規模な防災活動における指示系統や行動確認を行うため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUGなどを活用する。

○さらに、学校や関係機関とも連携し、あらゆる年代層を含め、さまざまな機会を通じて住民一人ひとりの災害時の行動、心構えなど、共通認識を持てるように努める。

（６）人材育成

○各地区において、自発的な防災活動ができるよう、防災士をはじめ、地域リーダーの育成に努める。

○また、各地区で災害時に実際に活動できる人材を把握し、防災に関するノウハウを傳承するなど、地域の防災力を高める。

○学校等と連携して、小学生等の防災教育、防災訓練等を通じて、将来に備えた人材育成に取り組む。

○防災士資格取得研修講座をはじめ、その他の防災関係研修の受講等による防災知識や技術の習得を推進するなど、地域の人材育成に努める。

2 災害時の活動

■ 様々な事態に対し、地域住民が連携・協力して、被害の軽減に努める。

【目的】 迅速な救出・救護活動等により人的被害を最小限に抑制
避難行動等安全の確保及び日常生活の回復

【主な対策】 ① 情報の収集・伝達
② 救出・救助活動
③ 初期消火活動
④ 避難誘導・避難所の運営協力
⑤ 給食・給水活動

(1) 情報の収集・伝達

- 公共機関や各地区から災害に関する情報を収集し、地区組織全体に伝達し共有する。
- 情報収集は、情報班を通じて本部（総務班）で集約し、各班や住民に確実に伝わるよう徹底する。
 - ・緊急連絡網により、避難情報や安否確認等を迅速に行う。
 - ・気象情報や行政からの情報等を収集し、必要に応じて地区住民に速やかに伝達する。
 - ・消防団や住民からの被災状況等の収集に努める。
- 随時、地区の被害状況や救援要請などを取りまとめ、市の防災対策本部との連携を緊密に行う。

(2) 救出・救助活動

- 救出救護班を中心として、地域住民の救出活動及び応急措置を行う。
- 災害地域及び災害のおそれのある地域等の見回り等警戒に努める。
- 被災地域や被災箇所においては、二次災害に十分注意しながら、救出活動に努める。
- 被災者の救出後、怪我等の状況に応じ、応急措置を行い、市開設の救護所又は医療機関に搬送する。
- 上記の救出活動又は救出後の対応が困難な場合は、直ちに市防災対策本部に対し消防職員等の救援要請を行う。

(3) 初期消火活動

- 各家庭において、避難時にはブレーカーの遮断やガスの元栓を閉めるなど、出火防止に努める。
- 火災が発生した場合、消防団を中心に地区住民による初期消火活動を行う。
- 火災が激しい場合は、現場の危険性を考慮し、消防署による対応を待つ。

(4) 避難誘導

- 地域住民や避難行動要支援者を避難所への避難誘導及び避難支援を行う。
- 行政等の情報を確認するとともに、各地区の状況把握に努め、適時判断し避難行動をと

ることとする。

- ・市の「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令
- ・気象台の「特別警報」や土砂災害の事前兆候等の情報 など

○避難時には、避難者の安全避難に努める。

(5) 避難行動要支援者の避難支援

- 地域住民や避難行動要支援者を避難所へ避難誘導及び避難支援を行う。
- 災害の状況や被災又は被災が想定される地域などの情報収集に努め、避難行動要支援者の地域支援者に支援行動の要請を行う。
- 避難行動要支援者等の安否について、地域支援者等に確認を行う。
- 住民からの避難支援や協力要請があった場合、避難誘導班を中心に各班が連携して対応する。

(6) 避難所の運営協力

- 避難所については、「避難所開設・運営マニュアル」（平成31年までに作成予定）に基づいて対応する。
- 避難が必要となった場合、避難所の開設は市により担当職員が派遣されるが、必要に応じて、市と連絡調整を行ったうえで、地区の責任者が、避難所の安全を確認し開放する。
- 避難住民の健康状況の確認ともに、避難者台帳を整備し、的確に安否確認や避難者状況を把握し、各班に情報伝達を徹底し、物資配布等を迅速かつ的確に行う。
- 避難所の運営は、避難住民が行えるように、リーダーを定め、役割分担等協力体制を整える。

(7) 給食・給水活動

- 地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。
- 給食給水班を中心として、炊き出しや物資（水・食料・生活必需品）の仕分けを行う。
- 発災当初は、市・地域・個人の備蓄等を緊急に活用できるものを配布する。
（食物アレルギー等への注意、女性用品の配布など一定の配慮が必要）
- 地域提供者等の協力を得て、食料確保に努め、避難者への適切な配給に努める。
- 給食・給水や物資の配布等、避難所生活に関する活動は、避難住民も含めて、それぞれが実行できる役割を分担するなど、協力して運営する。

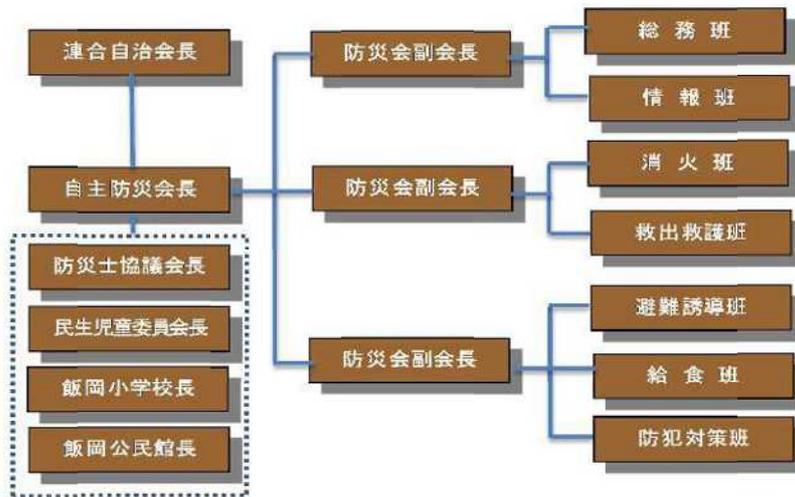
VII 活動体制

1 組織の編成及び役割分担

(1) 組織の編成

飯岡校区の連合自治会及び防災士協議会、各地区の自主防災組織を中心として、消防団、婦人会等各種団体と連携した組織編成を行い、役割分担を決め、日頃からの災害への備えとともに、災害時に地域力を最大限発揮できるように地域一丸となって取り組めるような体制を整備する。

飯岡校区自主防災会組織図



(2) 役割分担

班名	平常時の役割	災害時の役割
本部 (総務班)	<ul style="list-style-type: none"> ○全体調整、関係機関との連携強化 ○規約、予算作成 ○役員会の開催 ○訓練等を含む活動全般の企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置、活動の指示 ○被害・避難状況の全体把握 ○全体調整、関係機関との連絡・調整 ○避難所の管理運営（衛生・物資管理等）
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及、啓発 ○情報収集、伝達用機材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等に関する情報収集、伝達 ○避難所設置に伴う勧告等の伝達
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○消火機材の整備・点検 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火（消火器、バケツリレー等） ○地震時の出火防止の呼びかけ
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○救出応急手当用機材の整備・点検 ○応急手当等訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出や応急手当
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路の点検 ○避難行動要支援者の支援体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難誘導 ○避難行動要支援者の支援
給食班	<ul style="list-style-type: none"> ○給食機材や備蓄物資の整備・点検 ○炊き出し訓練、給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し等の給食・給水活動
防犯対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の防犯対策の周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の盗難防止、不審者への対応 ○避難地区の見廻り

2 活動計画

(1) 年間活動計画（5ヶ年計画）

本計画の目的・基本方針を達成するため、次のような活動を行う。

項 目	具体的内容	実施年度				
		30	31	32	33	34
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・防災先進地研修 ・防災に関するアンケート実施・標語募集 ・防災情報の周知（未加入世帯を含む） ・タウンウォッチング 	○	○			
避難対策・周知連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・避難経路の見直し ・情報取得手段の確保（放送・個別） ・近隣の連絡体制の整備 	○	○	○	○	○
避難行動要支援者の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の登録・更新 ・避難時の支援者要請 	○	○	○	○	○
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士の養成 ・校区防災研修 	○		○		○
避難誘導等の防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区防災訓練の実施 ・校区防災訓練の実施 	○	○	○	○	○
避難所開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営マニュアルの作成 	○				

(2) 活動支援計画

課題を解決するために次の活動を行う。

活 動 内 容	目 標 時 期
防災資機材・備蓄物資の充実	平成 30～34 年度
河川・道路・橋の危険箇所確認（必要に応じ、行政等への対応要請）	平成 30～34 年度

(3) 計画の見直し

防災訓練の実施結果等を検証し、地域情勢の変化などを踏まえて、随時見直しを行う。

資料編

- (資料1) 飯岡校区自主防災会 規約
- (資料2) 飯岡校区自主防災会 組織体制
- (資料3) 飯岡校区自主防災会 連絡網
- (資料4) 防災関係機関（施設）
- (資料5) 避難所及び避難場所
- (資料6) 災害時における避難所に関する協定
- (資料7) 防災資器材（備蓄一覧）
- (資料8) 防災マップ
- (資料9) 飯岡地区防災計画策定協議会 開催状況
- (資料10) 飯岡地区防災計画策定協議会 名簿



(資料1)

飯岡校区自主防災会 規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、飯岡校区自主防災会(以下「本会」という。)と称し、事務所を、飯岡公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。

(構成)

第4条 本会は、飯岡校区住民をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 副班長 若干名
- (5) 班員 若干名

2 役員は、飯岡校区連合自治会長及び飯岡校区各種団体の代表者が協議して任命する。

3 会長は、役員の内選による。

4 副会長、班長、副班長及び班員は、会長が指名する。

(役員の内選)

第6条 役員の内選は2年とし、再任することができる。ただし、補欠役員の内選は、前任者の残任期間とする。

(役員の内務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。また、各班活動の指示を行う。
- 3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、担当班活動の指示を行う。

(会 議)

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、役員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹 事 会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び班長で構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

- 2 地区防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

附 則

この規約は、平成30年2月20日から実施する。

(資料4)

防災関係機関(施設)

(1) 関係機関

種別	名称	所在地	連絡先
行政機関	西条市役所	西条市明屋敷 164	TEL 0897-56-5151
〃	西条市東消防署	西条市新田 183-1	TEL 0897-55-0119
〃	西条警察署	西条市新田 133-1	TEL 0897-56-0110
〃	飯岡駐在所	西条市飯岡 2131-4	TEL 0897-55-7767
公共機関	四国電力(株) 西条営業所	西条市朔日市 300-1	TEL 0897-53-1057
〃	電源開発(株) 西条電力所	西条市飯岡 2810	TEL 0897-55-2263

(2) 医療機関

種別	名称	所在地	連絡先
二次救急医療機関	済生会西条病院	西条市朔日市 269-1	TEL 0897-55-5100
	西条中央病院	西条市朔日市 804	TEL 0897-56-0300
	村上記念病院	西条市大町 739	TEL 0897-56-2300
地区内の医療機関	西条道前病院	西条市飯岡 3290-1	TEL 0897-56-2247
	西条愛寿会病院	西条市飯岡 3383	TEL 0897-55-1000
	伊藤医院	西条市飯岡 1292	TEL 0897-53-2177

(3) 要支援者施設

種別	名称	所在地	連絡先
特別養護老人ホーム	福武荘	西条市飯岡 3402	TEL 0897-55-8388
特別養護老人ホーム	伊予千寿苑	西条市飯岡 3383	TEL 0897-55-1000
在宅介護支援センター	ゆるぎ荘	西条市福武甲 162-1	TEL 0897-55-0622

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設

指定区分	名称	所在地	連絡先
特別警戒区域	飯岡保育園	西条市飯岡 3240-2	TEL 0897-55-2381
警戒区域	西条道前病院	西条市飯岡 3290-1	TEL 0897-56-2247
警戒区域	知的障害者入所更生施設 星の里	西条市大浜 6324	TEL 0897-53-1112

(資料5)

避難所及び避難場所

(1) 市の指定避難所・避難場所

避難所及び避難場所の種類	飯岡地区の避難所及び避難場所																											
<p>●指定緊急避難場所</p> <p>災害が発生又は発生のおそれがある場合に、危険から逃れるための避難場所</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難人員</td> </tr> <tr> <td>飯岡小学校</td> <td>校舎・体育館</td> <td>2,874人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>グラウンド</td> <td>4,410人</td> </tr> <tr> <td>飯岡公民館</td> <td>建物</td> <td>438人</td> </tr> <tr> <td>東部地域交流センター</td> <td>建物</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場</td> <td>1,382人</td> </tr> <tr> <td>西条東中学校</td> <td>校舎・体育館</td> <td>2,658人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>グラウンド</td> <td>6,475人</td> </tr> </table>			避難人員	飯岡小学校	校舎・体育館	2,874人		グラウンド	4,410人	飯岡公民館	建物	438人	東部地域交流センター	建物	149人		駐車場	1,382人	西条東中学校	校舎・体育館	2,658人		グラウンド	6,475人			
		避難人員																										
飯岡小学校	校舎・体育館	2,874人																										
	グラウンド	4,410人																										
飯岡公民館	建物	438人																										
東部地域交流センター	建物	149人																										
	駐車場	1,382人																										
西条東中学校	校舎・体育館	2,658人																										
	グラウンド	6,475人																										
<p>●指定避難所</p> <p>危険から逃れて避難又は被害に遭った住民等が一時的に滞在するための施設</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難人員</td> </tr> <tr> <td>飯岡小学校</td> <td>北校舎</td> <td>524人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南校舎</td> <td>334人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育館</td> <td>292人</td> </tr> <tr> <td>飯岡公民館</td> <td></td> <td>175人</td> </tr> <tr> <td>東部地域交流センター</td> <td></td> <td>119人</td> </tr> <tr> <td>西条東中学校</td> <td>北校舎</td> <td>527人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南校舎</td> <td>330人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育館</td> <td>206人</td> </tr> </table>			避難人員	飯岡小学校	北校舎	524人		南校舎	334人		体育館	292人	飯岡公民館		175人	東部地域交流センター		119人	西条東中学校	北校舎	527人		南校舎	330人		体育館	206人
		避難人員																										
飯岡小学校	北校舎	524人																										
	南校舎	334人																										
	体育館	292人																										
飯岡公民館		175人																										
東部地域交流センター		119人																										
西条東中学校	北校舎	527人																										
	南校舎	330人																										
	体育館	206人																										
<p>●福祉避難所</p> <p>高齢者や障害者など、特別の配慮を必要とする方が避難する施設</p>	<p>東部地域交流センター (市内では総合福祉センターなど8カ所)</p>																											

(2) 地域の企業・団体との協定による避難所

避難所の種類	避難所
<p>●民間協力避難施設</p> <p>災害が発生した場合に、建物及び土地を避難施設として利用することについて、協定により予め承認された民間の施設（地域の企業や団体の所有施設）</p>	<p>原八幡神社 (株)ダイキアクシス住宅機器事業本部 東予営業所 伊藤病院 西濃運輸(株)新居浜営業所 愛媛銀行飯岡支店 ハローズ西条飯岡店</p>
<p>●留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設を利用又は屋外にテントを設置して避難所とする。 ・食料、日常物資配布やトイレ・風呂対策は指定避難所に準じて行う。 ・企業や団体の事業活動に支障が生じないように留意する。 ・やむを得ず備品等を使用したときはその経費を負担する。 ・その他協定に基づき適切に運営する。 	<p>西条市農業協同組合飯岡支所 コマツ教習所(株)四国センター 電源開発(株)西条電力所</p>

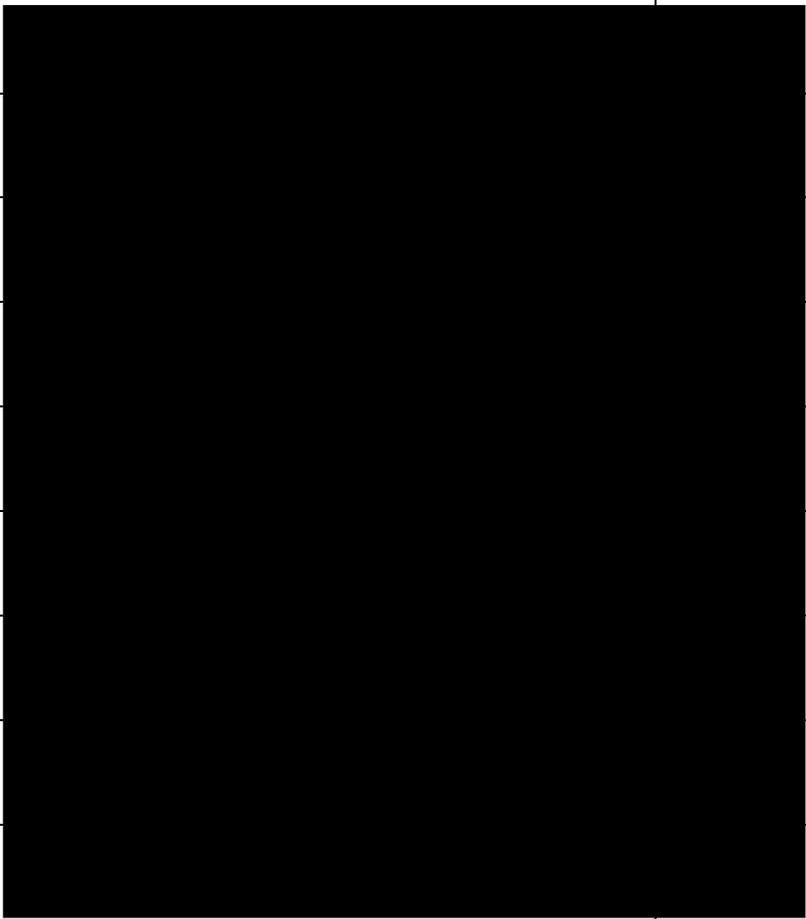
(3) 各地区が指定する一時避難場所

避難場所の種類	避難場所
<p>●各地区指定避難場所</p> <p>災害が発生した場合に、各地区単位で一時的に避難する最も身近な避難場所</p> <p>●留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに身近な避難場所を決めておくことが必要。 ・災害時には自分で判断して、最も安全に避難できる避難場所に避難する。 ・地区単位での安否確認は、避難場所間の連携により行う。 	<p>亀の甲集会所 八幡原みんなの広場 東部交流センター（上組） ファミリーマート（ファミリーハイツ入口） 半田集会所 オレンジハイツ集会所 オレンジハイツ1～7号公園（5号公園を除く） 早川集会所 野田集会所 東大道集会所 堀之内集会所 西・六集会所 池ノ内集会所 黒瀬団地集会所 西原集会所 グリーンハイツ集会所 グリーンハイツ第1公園・第2公園 大浜集会所 山口二区みんなの広場 山口地区内田宅西側空地 野口地区越智土建前敷地 野口集会所 みどり歯科駐車場 王至森寺（地震発生時） 辰川集会所 大西野口誉田宅空地 株式会社フラスコ 辰川住宅集会所 未広町集会所 高砂町岡部宅南側空地</p>

(資料6)

災害時における避難所に関する協定

<協定の相手方> ※協定書の内容……別紙のとおり (企業・団体の実情により若干異なる)

避難所	所在地	事業所名・代表者 (役職・氏名)	連絡先	協定締結日	
1 原八幡神社 拝殿 境内	飯岡 1195 番地			平成30年2月14日	
2 (株)ダイキアクシス 住宅機器事業本部 東予営業所	飯岡 312 番地			平成30年2月14日	
3 伊藤病院 駐車場 (伊藤歯科 クリニック北側)	飯岡 1292 番地			平成30年2月16日	
4 四国西濃運輸(株) 新居浜営業所	飯岡 1370 番地			平成30年2月15日	
5 愛媛銀行 飯岡支店	飯岡 1373 番地 2			平成30年2月15日	
6 ハローズ 西条飯岡店	飯岡 1390 番地			平成30年2月20日	
7 西条市農業協同組合 飯岡支所	2階会議室 倉庫			飯岡 2258 番地	平成30年2月20日
8 コマツ教習所(株) 四国センタ	事務所 教室棟・実技棟			飯岡 3563 番地	平成30年2月15日
9 電源開発(株) 西条電力所	飯岡 2810 番地				

(資料7)

防災資機材（備蓄一覧）

(1) 連合自治会

平成30年1月1日現在

用途	品目	数量	備考
救護	防災用担架	1	公民館防災倉庫（市貸与）
救護	緊急持ち出し袋	60	〃
救護	ストレッチャー	1	〃
避難所運営	インバーター発電機	2	〃
避難所運営	懐中電灯	7	〃
避難所運営	屋外照明器	1	〃
避難所運営	ユニテント	1	〃
避難所運営	非常用トイレ	10	〃
避難所運営	ガソリン携行缶（20ℓ）	1	〃
給食・給水	ホームかまど	1	〃

(2) 小学校

平成30年1月1日現在

用途	品目	数量	備考
救出	ヘルメット	10	飯岡小学校防災器材倉庫
避難所運営	災害用備蓄毛布	80	〃
避難所運営	簡易トイレ	30	〃
避難所運営	発電機	1	〃
避難所運営	非常用トイレ	30	〃
避難所運営	サークルライト	1	〃
避難所運営	災害用マンホールトイレ	2	〃
避難所運営	ガソリン携行缶	1	〃
避難所運営	ラジオ付懐中電灯	10	〃
避難所運営	災害用どこでもシート	2	〃
避難所運営	三脚スタンド	3	〃
給食・給水	ウォータータンク	6	〃

(3) 公民館

平成30年1月1日現在

用途	品目	数量	備考
救護	救急箱	2	公民館事務室
避難所運営	毛布	25	公民館内倉庫

(4) 各地区自治会

平成30年1月1日現在

種別	品目	数量	備考(収納場所等)
情報収集・伝達	トランシーバー	1	西原
情報収集・伝達	ハンドマイク	3	堀之内、西原、末広町
情報収集・伝達	ハンドマイク(サイレン付)	4	オレンジ(2)、野田、野口
情報収集・伝達	メガホン	3	上組、西六、野口
情報収集・伝達	ラジオ	1	野口
初期消火	消火用バケツ	86	オレンジ(2)、野田(6)、堀之内(3)、グリーン(50)、山口二区(15)、野口(10)
初期消火	消火器	9	堀之内(3)、池ノ内(2)、西原、野口(2)、末広
水防	土のう	*	山口二区
救出	エンジンホルダー	1	山口二区
救出	オノ	8	オレンジ(2)、上組、野田、西六、池ノ内、西原、野口
救出	カッター(小)	7	オレンジ(3)、上組、野田、野口、辰川
救出	カッター(大)	1	堀之内
救出	カッタチゼル(75m/m)	1	上組
救出	カマ(長・短)	2	大浜(2)
救出	カマセ木	5	オレンジ(2)、野田、西原、野口
救出	クリッパー	9	オレンジ(2)、上組、野田、西六、池ノ内、西原、野口、辰川
救出	クリッパー(大)	2	堀之内
救出	ジャッキ	1	池ノ内
救出	ショベル	10	オレンジ(2)、野田、西原、グリーン(5)、野口
救出	スコップ	9	上組、堀之内(5)、西六、辰川、山口二区
救出	スパナ	2	オレンジ(2)
救出	タガネ	1	野口
救出	チェーンソー	2	野田、大浜
救出	ツルハシ	8	上組、堀之内(3)、西六、池ノ内、山口二区、辰川
救出	テント(大)	1	堀之内
救出	トラロープ	3	西六、山口二区、辰川
救出	ノコ	6	上組、西六、池ノ内、西原、山口二区、野口
救出	ボール	24	オレンジ(15)、上組、野田、堀之内、西六、池ノ内(2)、西原、山口二区、野口
救出	ハンマー	4	上組、池ノ内(2)、辰川
救出	ハンマー(大)	3	堀之内、西六、辰川
救出	ハンマーツルハシ	5	オレンジ(2)、野田、西原、野口
救出	ヘルメット	145	ファミリー(17)、オレンジ(31)、西早川(各自)、上組(10)、堀之内(8)、西六(10)、西原(10)、大浜(10)、山口二区(10)、野口(10)、辰川(20)、末広(9)
救出	モンキーレンチ	14	上組、西六、池ノ内(11)、野口
救出	ロープ	6	上組、西早川(4)、西六
救出	ロープセット	5	オレンジ(2)、野田、西原、野口
救出	ワイヤーロープ	5	オレンジ(2)、上組(1)、西六、山口二区
救出	安全革	2	西早川(2)
救出	玉掛索	1	池ノ内
救出	金切ノコ	4	上組、西六、池ノ内、野口
救出	金切バサミ	7	オレンジ(3)、野田、上組、池ノ内、野口
救出	金鋸	4	オレンジ(3)、野口
救出	災害救助工具セット	6	上組、堀之内、池ノ内、グリーン、山口二区、野口
救出	石頭鎚	1	西六
救出	切断道具	5	オレンジ(4)、野口
救出	竹の棒	2	グリーン(2)
救出	負いヒモ	1	池ノ内
救出	防塵シャッター	1	池ノ内
救出	塵埃マスク	8	オレンジ(5)、上組、野口、辰川
救出	防塵メガネ	17	オレンジ(11)、上組、野田、堀之内、西六、池ノ内、野口
救出	油圧式ジャッキ	8	オレンジ(3)、野田、上組、西六、西原、野口

種別	品目	数量	備考(収納場所等)
救護	救急箱	6	野田、堀之内、池ノ内、西原、野口、末広
救護	担架	10	オレンジ(2)、野田、上組、池ノ内、西六、西原、グリーン、山口二区、野口
救護	防護用品・収納箱用品	1	野口
避難所運営	LED強化ライト	2	野田(2)
避難所運営	延長コード	1	堀之内
避難所運営	懐中電灯(大)	10	堀之内
避難所運営	ガソリン携行缶	4	オレンジ(2)、グリーン、山口二区
避難所運営	簡易トイレセット	2	堀之内(2)
避難所運営	折り畳み式脚立(2,5m)	1	堀之内
避難所運営	車止め	3	上組、西六、池ノ内
避難所運営	コードリール	7	オレンジ(3)、山口二区、野口、末広(2)
避難所運営	スターリングターボ	3	野田(3)
避難所運営	チェーンブロック	2	上組、山口二区
避難所運営	ビニールシート・ゴザ	6	堀之内(6)
避難所運営	毛布	1	野田
避難所運営	荷縮機	7	オレンジ(2)、野田、西六、池ノ内、西原、野口
避難所運営	脚立式照明器具	2	堀之内(2)
避難所運営	手廻しライト	5	西原(5)
避難所運営	投光器	9	オレンジ(2)、グリーン、大浜、山口二区、戻川(4)
避難所運営	発電機	7	オレンジ(2)、堀之内、池ノ内、大浜、戻川(2)
避難所運営	発電式ラジオ付ライト	1	野口
避難所運営	毛布	1	野田
給食・給水	飲料水(備蓄用)	*	ファミリー
給食・給水	乾パン・ビスケット類	96	ファミリー(96)
給食・給水	緊急食(ご飯)	50	ファミリー(50)
給食・給水	ポリタンク	10	野田(5)、山口一区(5)
給食・給水	ポンプ	1	西原
その他	収納庫	3	オレンジ(3)
その他	発動機	1	池ノ内
その他	草刈機	2	堀之内、大浜

<参考> 資機材の分類(目的別)

目的	資機材
①情報報収集・伝達	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
②初期消火	可搬式動力ポンプ、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、消火器、防火衣、葛口、ヘルメット、水バケツ 等
③水防	救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標識、強力ライト、寝袋 等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置 等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、119番 訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、住宅用訓練火災警報器 等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

(資料8) 防災マップ — 平成28年度版西条市土砂災害ハザードマップより —



(資料9)

平成 29 年度 飯岡地区防災計画策定協議会 開催状況

会 議	日 程	内 容
キックオフ会議 第 1 回	8 月 18 日(金) 19 時 30 分～	○地区防災計画策定の経緯、趣旨説明、 今後のスケジュール ○単位自治会の取り組み状況について ○飯岡地区防災計画（素案）について
実地調査	9 月 15 日(金) 13 時 30 分～	○タウンウォッチング
第 2 回	9 月 22 日(金) 19 時 30 分～	○タウンウォッチングの結果報告 ○地域の災害の想定、危険箇所の確認 ○課題の洗い出し、対策の検討
第 3 回	10 月 20 日(金) 19 時 30 分～	○地区防災計画（案）の作成 活動内容をまとめ、計画に反映する。
第 4 回	11 月 22 日(水) 19 時 30 分～	○地区防災計画（案）の修正 ○計画に基づく今後の取り組みについて
第 5 回	2 月 2 0 日（火） 19 時 30 分～	○地区防災計画の承認 ○阪神・淡路大震災の被災及び救援の体験発表



平成 30 年 2 月 20 日 策 定

飯岡校区連合自治会・飯岡校区自主防災会
事務局 飯岡公民館（西条市飯岡 2171-2）
TEL : 0897-56-2118